

国民健康保険に加入している方は・・・

毎年、所得の申告が必要です

国民健康保険は所得に応じて、国民健康保険税の軽減判定や高額療養費の自己負担限度額の判定を行っています。正しく判定を行うためには、所得の申告が必要です。
所得が少なかったり、所得が無い場合でも、申告を忘れると、国民健康保険税の軽減措置が適用されない、高額療養費や入院時の食事代等の自己負担限度額が高くなるなどの不利益が生じる場合があります。

申告をしていない場合

国民健康保険税の軽減措置が適用されません

一定の基準以下の収入の場合、本来適用される軽減判定が適用されないため、税額が高くなります。

高額療養費の自己負担限度額が判定できません

一定の基準以下の収入の場合、医療機関の窓口で支払う自己負担額が高くなります。

高齢受給者証の負担割合が判定できません

一定の基準以下の収入の場合、医療機関の窓口での負担割合が高くなります。

中標津町へ申告される場合

①収入が無い場合の申告

国保・高齢者医療係にて受付します。認印を持参し、申告してください。なお、平成29年1月1日現在で日本国内に住所を有していない等の場合は、簡易申告を受付します。

②収入がある場合の申告

事前に中標津町役場住民保険課国保・高齢者医療係に連絡し、申告時に必要な書類を確認のうえ、申告してください。

問い合わせ先

〒086-1197 標津郡中標津町丸山2丁目22番地
中標津町役場 町民生活部 住民保険課 国保・高齢者医療係
電話 0153 - 73 - 3111 内線(235・236)